

## 「自治基本条例」への理解を深めよう！ ～ 勉強会を開催しました ～

### 自治基本条例とは？

この条例は、まちづくりの理念や原則、住民参加の仕組みやルールなどが定められるものです。美瑛町にも「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」がありますが、15年以上も前に作られているため、これからのまちづくりをもっとよくする見直しが必要です。



[今の自治基本条例はこちら](#) ⇒

### 前号のおさらい

私たち専門部会（11名）では、「今のまちづくりの問題点は？」を切り口として、2回にわたりワークショップ形式で話し合った結果、次のことにたどり着きました。

- ・役場と町民のあいだのコミュニケーションに課題があるんじゃない？
- ・まちづくりって「情報共有」と「町民参加」が重要じゃない？



ワークショップの様子

### 第3回は条例の勉強会！

町民目線での「まちづくり」に対する想いをみんなで話し合ってきましたが、[“この想いをどう条例に反映させることができるのか？”](#)を知る必要がありました。

そこで、第3回の専門部会（昨年10月開催）では、事務局が用意した資料をもとに「自治基本条例について」の勉強会を開催しました。

町議会議員の皆さまにも専門部会の取り組みを知っていただくために、勉強会にお呼びして私たちの話し合いを聞いていただきました。

### 勉強会で学んだこと

条例が作られた2003年当時の時代背景や、条例に書かれている内容（町民がまちづくりに参加する仕組みなど）の説明を聞きました。

また、他の自治体で作成した条例との比較をしながら、今後の検討課題として、次のポイントについて話し合いました。

- ❗ まちの理念を定める「理念条例」と細かな仕組みを定める「制度条例」がある。
- ❗ 条例を作っていく過程で、様々な立場の町民の方に意見を聞くことが必要！
- ❗ 多くの方に私たちの取り組みを知ってもらえるような情報発信が必要！
- ❗ 今の条例に書いてある仕組みが、うまく働いているか検討が必要！



新型コロナウイルス感染症の影響により、話し合いは延期となっていますが、今後もニュースを通じて、私たちの取り組みをご紹介します！

**問合せ先：** 美瑛町まちづくり推進課  
この取り組みに対する町民の皆さまのご意見、ご質問をお寄せください。  
【☎92-4330 ✉machi@town.biei.hokkaido.jp】

自治基本条例（仮称）策定専門部会の議事内容は、町ホームページに公開しています。

文字 拡大 縮小 元に戻す 配色 青 黄 黒 標準 Google カスタム検索 Foreign Language

町ホームページトップ画面「自治基本条例」で検索

【<http://town.biei.Hokkaido.jp/administration/administration/committee.html>】

